

[レイサムアンドワトキンスCFIUS・米国国家安全保障プラクティス](#)

2022年3月13日 | 第3083号

This Client Alert was originally published in English on July 28, 2022.
Read the Client Alert in English [here](#).

「逆」CFIUSへの準備はできていますか？新たな超党派法案の4つの要点

仮に本法案が成立した場合、サプライチェーンの安全性、国内生産および製造能力に影響を与える一定の米国からのアウトバウンド投資その他の活動を審査するために、米国内に省庁間委員会が設置されることとなります

キーポイント：

- 本法案は、審査制度の対象範囲を従前の法案から大幅に拡大し、審査手続を明確化しています
- 仮に本法案が成立した場合、米国人および外国事業体に対し、一定の「対象活動」を行うに先立って、米国の省庁間委員会への通知が要求されることとなります
- 本法案により、米国政府は、審査対象行為によってもたらされる国家安全保障上のリスクを軽減するための条件を設定する権限を有することとなります

2022年6月、米国の超党派議員グループは、2022年重要能力防衛法（The National Critical Capabilities Defense Act of 2022）の修正法案（以下「本法案」）を公表しました。これは、米国からの一定のアウトバウンド投資や、いわゆる「懸念国」に関連する一定の活動に対する審査手続を創設するものです。

当該審査手続は、米国事業および不動産取引に対する特定の外国投資について米国外国投資委員会（The Committee on Foreign Investment in the United States、以下「CFIUS」）が行っている審査を補完するものです（CFIUSの詳細については、[主な質問への回答](#)をご参照ください）。

ホワイトハウスは、近時、「中国その他の懸念国に対する米国の投資の透明性を高める」ことの必要性に焦点を当て、本法案の成立に向けた立法活動を支持する旨をThe White House recently [表明](#)しています。

本クライアントアラートでは、本法案の4つの要点を解説します。

1. 新たな省庁間委員会が審査手続を監督

本法案により、12名の委員からなる省庁間の国家重要能力委員会（The Committee on National Critical Capabilities）（以下「本委員会」）が設置されます。本委員会は、どのような活動が審査対象となるかを定め、当該活動に対する審査を実施する責任を負います。本委員会は、12の連邦省庁（具体的には、農務省、商務省、国防総省、エネルギー省、保健福祉省、国土安全保障省、司法省、労働省、国務省、財務省、米国通商代表部および科学技術政策局）の長またはその指定する者から構成されます。

また、本法案では、本委員会の無議決権委員として、米国大統領（または大統領が指定する者）が委員長を務めることとされています。この点は、米国通商代表部を委員長としていた従前の法案から変更されています。

2. 委員会は「懸念国」に関連する「対象行為」を審査

本法案は、本委員会の審査対象となる広範な対象行為を定めています。本法案は、「対象行為」を「投資」に対する従来の理解よりも大幅に拡大して定義しており、これには以下のような行為が含まれます。

- 「懸念国」に対して、または「懸念国」において、「国家重要能力」を構築、開発、生産、拡張、転換、提供または移転すること
- 「懸念事業体」に対して、設計、技術、知的財産権またはノウハウを共有、開示、出資、移転またはライセンスする行為であって、懸念事業体または懸念国における国家重要能力を支援し、これに寄与し、またはこれを実施可能とするようなもの
- 懸念事業体または懸念国のために、国家重要能力の能力を向上させ、または財源へのアクセスを容易にすることに関して、投資し、資本を拠出し、または助言を提供すること

「国家重要能力」には、(1) 半導体、大容量電池、重要鉱物・材料および医薬品に関連するサプライチェーン、(2) 人工知能、バイオエコノミー、量子情報科学技術を含む、重要先端技術として国家情報長官が指定した技術、ならびに(3) 重要な物品および材料の生産に必要となる製造業が含まれます。また、本委員会が、他のサプライチェーン、技術または産業を国家重要能力として追加的に指定することもできることとされています。ただし、国家情報長官が重要先端技術を指定する役割を有するとされている点は、2018年に商務省に対して先端・基礎技術への規制を課すことを指示した議会の立場から変更されています。

本法案は、「懸念国」を、安全で信頼できる通信ネットワーク法（The Secure and Trusted Communications Networks Act）に基づき作成された「外国の敵対者」のリストを使用して定義しています。現在、同リストには中国、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシアおよびベネズエラが含まれています。「懸念事業体」は、潜在的により広範囲の対象を含み得る定義であり、懸念国の「影響を受け」、または懸念国と「直接もしくは間接に関係している」事業体を意味します。本法案は、「懸念国と関係している」という用語を広く定義しており、懸念国が会社の発行済議決権株式の5%以上を所有することにより懸念国の「影響を受け」ている事業体を含むものとしています。「影響を受け」という用語自体は定義されていません。

「対象行為」の定義には、米国人の行為のみでなく、米国人または外国事業体の行為のいずれも含まれる点が注目されます。本法案は、「米国人」を、米国国民、米国永住権保持者および米国法に基づき設立された事業体を含むものと定義しており、また、「外国事業体」を、主に外貨で取引されている事業体、または主たる事業所が米国外にある事業体を含み、最終的な所有者が米国国民である事業体を除く（ただし、懸念事業体である場合はこの限りでない）と定義しています。本法案が、現在の法案どおり

に、本委員会に対して外国事業者による完全な域外行為（すなわち、米国人が関与しない活動）について審査権限を与えることになるかどうかは現時点では不明です。

本法案では、一部の行為は審査対象外となることを規定しています。たとえば、本委員会の定める最低限度額（de minimis）を下回る取引、通常の事業取引（定義語であり、本委員会がさらに定義範囲を拡張する可能性があります）および本法案の制定前に行われた取引については、対象行為とはみなされません。

3. 通知要件と45日の審査期間の設定

仮に本法案が現在の内容で成立した場合、対象行為を予定している米国人または外国事業者は、対象活動の45日（暦日）前までに、本委員会に対して書面通知を提出することが求められます。また、本委員会は、対象行為を行おうとする当事者が通知を提出しなかった場合、一方的に審査を行い、義務的通知の提出懈怠について最高25万ドルの民事制裁金を課す権限を有します。本法案では、通知に記載すべき事項については定めていません。このレベルの詳細事項は、本法案が成立した後に公布される規則において追加的に規定されることになると考えられます。本委員会は、通知を受領した場合、45日以内に当該行為が国家重要能力にリスクをもたらすか否かを判断します。

4. 本委員会のリスク軽減措置を課す権限

本委員会が、通知を審査した結果、対象行為が国家重要能力に許容できないリスクをもたらすと判断した場合、本委員会は、大統領または連邦議会に対して、当該リスク軽減のための勧告を行う権限を有します。また、本委員会は、大統領または議会が措置をとる前に、当事者自身との間でリスク軽減措置に係る合意をするため交渉することもできます（これは、外国投資の文脈において、CFIUS との間でリスク軽減措置を交渉するプロセスと類似のものと思われます）。本法案は、本委員会が課すことのできるリスク軽減措置の類型については記載していませんが、CFIUS の文脈においては、リスク軽減措置の範囲には、CFIUS と当事者間で交わされる確約書（当事者が国家安全保障上の懸念に対処するための対策を講じることを約束するもの）から、事業運営上の重い負担となるような制限を課したり、審査対象となっている取引自体の一部修正までをも要求するような、複雑な内容の合意までが含まれます。

本法案には、本委員会が対象活動を審査する際に検討すべき一連の要素として、米国の経済、国家安全保障、インテリジェンス、軍事、健康および農業に関する利益、対象活動が行われる各国における歪曲的または収奪的な貿易慣行の歴史、取引当事者である各外国人の支配権および実質的所有権、国内産業への影響、ならびに当該活動が直接または間接に懸念国または懸念事業者の能力を支援し、強化し、または実施可能とするかどうかといった点が掲げられています。

結論

本法案の提案者は、本法案の法制化に向けて、立法機関への付託を試みる準備が整っているようです。本法案は財界からの反対を受けているものの、議会内超党派およびホワイトハウスによる支持を得ており、近い将来、「逆」CFIUSについて何らかの形での国内法化が見込まれます。

当事務所は、本法案に関する動向を引き続き注視し、報告してまいります。

本クライアントアラートに関するご質問は、以下のメンバーのいずれか、または通常ご相談いただいている当事務所の弁護士までご連絡ください。

ジェームズ・H・バーカー

james.barker@lw.com
+1.202.637.2200
Washington, D.C.

レス・P・カーネギー

les.carnegie@lw.com
+1.202.637.1096
Washington, D.C.

ダマラ・L・チェンバース

damara.chambers@lw.com
+1.202.637.2300
Washington, D.C.

ルチ・G・ギル

ruchi.gill@lw.com
+1.202.654.7126
Washington, D.C.

エイシャ・カデット

asia.cadet@lw.com
+1.202.637.2251
Washington, D.C.

ザカリー・N・エディントン

zachary.eddington@lw.com
+1.202.637.2105
Washington, D.C.

アリソン・フギ

allison.hugi@lw.com
+1.202.637.1088
Washington, D.C.

ジュリー・チョイ・シン

juliechoi.shin@lw.com
+1.202.637.1003
Washington, D.C.

本クライアントアラートの執筆に際しては、サマーアソシエイトであるモハマド・カンザダの協力を受けました。

クライアントアラートは、レイサムアンドワトキンスが、クライアントその他の皆様に対するニュースレポートサービスとして発行するものです。本クライアントアラートに含まれる情報は、法的助言と解されるべきものではありません。本クライアントアラートのテーマに関する追加的な分析または説明が必要な場合は、通常ご相談いただいている弁護士にご連絡ください（これは、当事務所の弁護士による業務が認められていない法域における法律に基づく法的業務への勧誘ではありません）。当事務所のクライアントアラートの全リストは、www.lw.comにおいてご覧いただけます。ご連絡先情報の更新または当事務所から配信される情報の変更をご希望の場合は、当事務所の[購読者向けページ](#)をご覧ください。